



Title	知的財産権・不法行為・自由領域：日韓両国における規範的解釈の試み [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	丁, 文杰
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第11509号
Issue Date	2014-09-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/57350
Rights(URL)	http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Ding_Wenjie_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏名 丁 文 杰

審査担当者	主査	教授	田村善之
	副査	教授	吉田広志
	副査	准教授	山本周平

知的財産権・不法行為・自由領域
— 日韓両国における規範的解釈の試み —

本論文は、個別の知的財産法の条文によって明示的には保護されていない知的財産の利用行為に対して、民法の一般不法行為に基づいて不法行為が成立する可能性について、日本と韓国の裁判例、学説を比較検討し、一定の指針を得ようとするものである。

本論文の主張は以下のようにまとめることができる。第一に、この論点については、特に近時、日本でも韓国でも重要な最上級審判決が現れているところ、日本の最高裁は不法行為を肯定するのに消極的な態度を示しているのに対して、韓国の大法院はより積極的に不法行為を是認する、という対照を見せていることを邦語文献として明らかにしている。第二に、このように両者が袂を分かった原因を特定するために、本論文は、ついで、韓国民法の不法行為の制定の経緯や学説の継受の歴史を辿り、それが日本の民法と民法学の強い影響の下に形成されたものであることを踏まえると、規定の構造の差異がこのような正反対の解釈を生む原因となっていることは考えにくいことを指摘したことである。ゆえに、両国の判例法理が正反対の解釈を志向する理由は、その背後に潜むアプローチにあるのではないか、という論理的な展開を示したことも、本論文の一つの特徴といえる。第三に、そのアプローチに関しては、近時の日本の有力説は、知的財産法中心型と民法自己完結型という発想の二つがあることを指摘するとともに、その対立を単なる知的財産法の体系と民法の体系という平面的な法体系同士の調整問題と捉えるのではなく、さらに立法による解決を中心に据えるのか（知的財産法中心型の場合）、司法による法創造に重きを置くのか（民法自己完結型の場合）、という立法、司法の役割分担に求めたうえで、知的財産法中心型をもって是とする提案を行っている。本論文は、韓国においても、この日本の有力説に基づいて、大法院によって示された民法自己完結型の発想に対して批判が投げかけられていることを紹介することで、両国の議論の橋渡しに貢献している。第四に、韓国では、さらにこの見解を発展させ、利用者の表現の自由等の憲法論と結びつける見解が唱えられている。本論文は、こうした韓国での議論に示唆を受け、そもそもの知的財産権に関し、憲法 29 条ではなく国民全般が憲法 13 条の幸福追求権を実現するための手段的な権利として位置づける権利と接合することで、より議論に深みを与えようとしている。

さて、その評価であるが、母国である中国法をあえて比較の対象から落としたことで、類似の構造の条文に基づきながら好対照の展開を見せた日韓両国の裁判例を軸に据え、全体の見取り図が観やすい論文を構築することに成功している。また、邦語文献として韓国法における本問題の進展を紹介するものはこれまで皆無に近かったところ、日本における有力説が韓国の法学界において一定の影響を持っていることなどを明らかにしている等、今後、本問題について日韓の学術的な交流を促進する契機となりうる点でも、本論文の存在意義は大きい。他方、本論文が中心に据えるアプローチは有力説がすでに唱えているものに依拠しており、憲法論に新たな素材を求

めたとはいえ、知的財産権の憲法上の位置づけに関する大胆な提言自体、有力説に基づくものであり、日本法に与える示唆という点では新味にかけるところがあることは否めない。もっとも、この点は、本論文は将来的にはハングルでの発表も睨んでいることや、そもそも邦語文献として公刊したとしても、韓国の法学界には相当程度の影響を与えうることと鑑みると、日本の法学に対する影響という視点のみで本論文を評価すべきではないと考えられる。

以上のように、本論文は、幾つかの課題は残されているものの、前述した様々な美点に鑑み、審査委員全員の一致をもって博士号取得に値すると判断した。